

大洲市農業委員会定例総会議事録

| | | | | | | | | | |
|----|-----------|--------------------------------|-------|----------|------|-----------|-------|--|--|
| ① | 日 時 | 平成30年11月6日（火） 午後3時30分～午後4時20分 | | | | | | | |
| ② | 会 場 | 大洲市総合福祉センター 4階多目的ホール | | | | | | | |
| ③ | 出席委員 | | | | | | | | |
| 1 | 池田幸二 | 2 | 吉岡きみ子 | 3 | 長岡誠一 | 4 | 尾山満則 | | |
| 5 | 西岡輝治 | 6 | 台越正洋 | 7 | 菊池啓二 | 8 | 森岡芳文 | | |
| 9 | 菊地正夫 | 10 | 幸野登吉 | 11 | 上田健司 | 12 | 川本由紀美 | | |
| 13 | 矢野正祥 | 14 | 山首憲市 | 15 | 沖田辰夫 | 16 | 宮浦 実 | | |
| 17 | 石岡猶一 | 18 | 中岡京子 | 19 | 池田雄一 | 20 | 森永茂史 | | |
| 21 | 橋本英司 | 22 | 都築孝壽 | 23 | 水本福泉 | 24 | 池浦萬里子 | | |
| 25 | 丸井幸造 | 26 | 山本多喜男 | 27 | 垣見正志 | 28 | 西内清信 | | |
| 29 | | 30 | 武知 明 | 31 | 城本豊子 | 32 | 中本祐市 | | |
| 33 | 坂 幹 幸 | 34 | | 35 | 浅野誠司 | 36 | 往見康範 | | |
| 37 | 菊地久美子 | 38 | 有友章治 | 39 | 請田竹男 | | | | |
| ④ | 欠席委員 | 29 | 大本昭裕 | 34 | 久保壽男 | | | | |
| ⑤ | 遅刻委員 | | | | | | | | |
| ⑥ | 事 務 局 | 吉岡事務局長 | | 是澤次長 | | 沖田専門員（農地） | | | |
| | | 都築専門員（農政） | | 土居書記（農地） | | | | | |
| ⑦ | 農 林 水 産 課 | 山岡課長 | | 三好課長補佐 | | 松田主事 | | | |
| | | | | | | | | | |
| ⑧ | 会 議 の 内 容 | 議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請について | | | | | | | |
| | | 議案第70号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について | | | | | | | |
| | | 議案第71号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について | | | | | | | |
| | | 議案第72号 農地転用事業計画変更申請について | | | | | | | |
| | | 議案第73号 非農地証明について | | | | | | | |
| | | 議案第74号 下限面積（別段の面積）の変更について | | | | | | | |
| | | 議案第75号 農用地利用集積計画の決定について | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

| | |
|------------------|--|
| 事務局（局長） | 只今から平成30年第11回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。 |
| 会長 | （会長挨拶） |
| 事務局（局長） | 只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。 |
| 議長（会長） | <p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中18名、推進委員20名中19名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>本日、29番 大本昭裕委員、34番 久保壽男委員より欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。</p> <p>まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、36番 往見康範委員と、37番 菊地久美子委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2、書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に事務局の土居書記を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3、議案審議に入ります。</p> |
| 議長（会長） | <p>まず、議案第69号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 （専門員兼農政係） | <p>はい。失礼いたします。</p> <p>議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>1番、および2番関連案件です。</p> <p>1番、東大洲の土地、田1筆・1，828㎡は3年間の使用貸借権の設定です。地番の欄にあります『外1筆』の文字を削除願います。</p> <p>権利設定後も、引き続き水稻の栽培を行います。</p> <p>2番、田口字ニシヲカの土地、畑1筆・337㎡は売買による所有権移転です。</p> <p>所有権移転後は、竹の管理をいたしまして、筍の栽培を行います。</p> <p>いずれも、農業は、譲受人本人及び子が年間を通して従事します。</p> <p>3番、菅田町宇津の土地、樹園地1筆・237㎡も売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後も、引き続き果樹の栽培を行います。</p> <p>農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。</p> <p>4番、手成の土地、畑2筆・906㎡は贈与による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後も、引き続き野菜の栽培を行います。</p> <p>農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。</p> <p>5番、上須戒の土地、畑1筆・650㎡は売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後も、引き続き野菜の栽培を行います。</p> <p>農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>6番、長浜町櫛生の土地、樹園地6筆・5, 749㎡も売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後も、引き続き果樹の栽培を行います。</p> <p>農業は、譲受人本人及び両親が年間を通して従事します。</p> <p>7番、肱川町宇和川の土地、畑4筆・1, 600㎡も売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後も、引き続き野菜等の栽培を行います。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p> <p>以上、7件のご審議をよろしく申し上げます。</p> |
| 議長(会長) | <p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告をうけたいと思います。1番、2番、お願いいたします。</p> |
| 5番 | <p>失礼いたします。</p> <p>1番、2番関連案件になりますので、併せて説明します。</p> <p>議案説明資料1ページ及び2ページをご覧ください。</p> <p>1番案件は3年間の使用貸借権の設定です。</p> <p>申請地は、大洲警察署の南西約200mにある田1筆で、現在も良好に管理されています。</p> <p>2番案件は売買による所有権の移転です。</p> <p>申請地は、肱北公民館田口分館の東約800mにある譲受人の自宅に隣接する畑1筆ですが、竹が入り込んできているため、今後はきちんと管理をし、筍を収穫していくとのことでした。</p> <p>譲受人は、2人の娘さんとともに年間を通して農業に従事しており、今後の管理についても問題はないと思われまます。</p> <p>調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことをご報告します。</p> <p>以上、2件のご審議をよろしくようお願いいたします。</p> |
| 議長(会長) | <p>続いて3番。</p> |
| 13番 | <p>3番案件について、ご説明いたします。議案書説明資料3ページをご覧ください。</p> <p>売買による所有権移転になります。</p> <p>申請地は、先月の定例総会にも議案として提出されました国営道屋敷団地内の樹園地1筆になり、購入した農地の北側に隣接するものです。</p> <p>譲受人は当該国営団地内に育雛場を建設することになっていますが、あわせて管理するため購入するものです。農業については、本人が年間を通して従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりません。</p> <p>その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はなく、第7号関係の「地域調和」につきましても、現状を引き継いで耕作する予定であることから、特に問題はないものと思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくようお願いいたします。</p> |
| 議長(会長) | <p>はい。続いて4番。</p> |

22番

失礼いたします。

4番案件について、ご説明いたします。議案説明資料4ページをご覧ください。

当案件は、譲受人が自宅に近い申請地を贈与により取得しようとするものです。譲渡人は亡くなった兄の妻であり、農地を譲り渡すため今回の申請に至っています。

申請地は、八多喜公民館から北東に約2kmにある畑2筆になりますが、現在も良好な状態で管理されています。

譲受人は年間を通して農業に従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりません。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はなく、第7号関係の「地域調和」につきましても、現状を引き継いで耕作する予定であることから、特に問題はないものと思われま

す。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

続いて、5番。

23番

失礼いたします。

5番案件について、ご説明いたします。議案説明資料5ページを併せてご覧ください。

売買による所有権移転になります。

申請地は、元の上須戒小学校の東約400mにある畑になりますが、現在も良好に耕作されています。

譲受人の自宅の前にあり、管理しやすいことから、今回の申請に至っております。

譲受人は、年間を通して農業に従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりませんので、所有権移転後の管理に不安はないものと思われま

す。その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はなく、第7号関係の「地域調和」につきましても、現状を引き継いで耕作する予定であることから、特に問題はないものと思われま

す。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

それでは、続いて6番。

26番

6番案件について、ご説明いたします。議案説明資料6ページを併せてご覧ください。

売買による所有権移転になります。

申請地は、櫛生公民館の東約1.2kmにある樹園地6筆になりますが、現在も良好に耕作されています。

譲受人の自宅に近く管理しやすいこと、譲受人はみかんを中心に大規模に農業を行っており規模拡大を図りたいとの意向から、今回の申請に至っております。

譲受人は、両親とともに年間を通して農業に従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりませんので、所有権移転後の管理

| | |
|------------------|---|
| | <p>に不安はないものと思われま</p> <p>す。</p> <p>その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はなく、第7号関係の「地域調和」につきましても、現状を引き継いで柑橘等の果樹を栽培する予定であることから、特に問題はないものと思われま</p> <p>す。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願</p> <p>いいたします。</p> |
| 議 長 (会長) | <p>続いて、7番。</p> |
| 32番 | <p>7番案件について、ご説明いた</p> <p>します。議案説明資料7ページを併せてご覧ください。</p> <p>売買による所有権移転になります。</p> <p>申請地は、道の駅「清流の里ひじかわ」の南約50mにある畑4筆になりますが、現在も良好に耕作されています。</p> <p>譲受人が今回、譲渡人の住宅を購入し、その住居付近にある農地についても売買がまとまったとのこと</p> <p>です。4筆の内、1筆については耕作放棄地となっておりますが、今後草刈等を行い、果樹を栽培する計画にもしています。</p> <p>譲受人は、夫婦で年間を通して農業に従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりませ</p> <p>んので、所有権移転後の管理に不安はないものと思われま</p> <p>す。</p> <p>その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はなく、第7号関係の「地域調和」につきましても、現状を引き継いで耕作する予定であることから、特に問題はないものと思われま</p> <p>す。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願</p> <p>いいたします。</p> |
| 議 長 (会長) | <p>只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありま</p> <p>せんか。</p> |
| 委 員 | <p>(質疑なし)</p> |
| 議 長 (会長) | <p>特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> |
| 委 員 | <p>(異議なし)</p> |
| 議 長 (会長) | <p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第70号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 (専門員兼農地係) | <p>失礼いたします。</p> <p>議案第70号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」をご説明いたします。</p> <p>議案書3ページ並びに別紙「議案説明資料」の8ページから12ペー</p> |

ジを併せてご覧ください。

1 番、徳森の土地 1 筆です。

申請地の隣接地に居住しているが、市道から敷地への侵入路が狭く、長年不便であったため、申請地を利用して、市道からの新たな進入路を設置しようとするものです。

農地区分は、申請地が大洲市の中心部から北東に約 4 km のところに位置し、農業用公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断いたしました。

なお、申請地は平成 29 年 8 月に進入路として造成、またコンクリート舗装がされております。このことについては申請人から始末書を提出いただいております。県に違反転用事案報告書を提出する予定であります。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料 8 ページのご確認をお願いいたします。

以上、1 件です。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1 番。

6 番

失礼いたします。

それでは 1 番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の 8 ページから 12 ページをお開きください。

まず、立地基準である第 2 号の「代替性要件」につきましては、説明資料記載のとおりであり、問題ないものと考えております。

次に、農地転用の一般基準である第 3 号の「転用の確実性」につきましては、先ほど事務局から説明がありましたように、既に造成して進入路として整備されており、この件につきましては本人も始末書を提出し、大変反省をされています。

また、第 4 号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地北側の農地は自己所有地であり、進入路が現状と変わらないことなど、各項目において適当と思われることから問題ないと考えます。

よって本件は、農地法第 4 条第 2 項の各号には該当しないため、許可相当として追認許可はやむを得ないものであると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長（会長）

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はございませんでしょうか。

委 員

（質疑なし）

議 長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委 員

（異議なし）

議 長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第 71 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第71号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書4ページ並びに別紙「議案説明資料」の13ページから27ページまでを併せてご覧ください。

1番、西大洲の土地、876㎡の案件は、当社は不動産業を営んでいるが、申請地は住宅地としての需要が見込めることから、宅地として造成し販売するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第一種低層住居専用地域）内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準について審議をお願いいたします。

2番、徳森の土地、396㎡の案件は、現在、両親宅に同居しているが、結婚し独立することから、新たに自己住宅を建築するため、申請地を父より使用貸借しようとするものでございます。

農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。

3番、菅田町菅田の土地、485㎡の案件は、現在、借家住まいをしているが、子供の成長により手狭で収納スペースも不足していることから、新たに自己住宅を建築するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。

農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。

以上、3件でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

1番

それでは1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の13ページから17ページを参考にしてください。

申請地は、14・15ページの位置図のとおり、八尾雨水ポンプ場から南西約200mに位置する農地です。

まず立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問題ないと思われず。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可がありしだい自己資金にて着工したいとのことであり、また転用目的が宅地分譲とのことで土地の造成のみとなりますが、都市計画法規定の用途地域内での事業であることから、問題ないものと思われず。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、16ページの地番地目図のとおり周囲に農地がないことから、特に問題ないものと思われず。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、一部を道路として利用されていることから始末書が提出され、反省もしているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えます。

議 長 (会長)

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

6 番

はい。続いて、2番。

失礼します。

それでは2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の18ページから22ページを参考にしてください。

申請地は、19、20ページの位置図のとおり、徳森保育所の北約400mに位置し、先ほど第4条申請のあった進入路に隣接する農地です。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第金融機関と父親からの融資にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、21ページの地番地目図のとおり西側などに農地がありますが、譲渡人の所有地であり、特に問題ないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 (会長)

はい。続いて、3番。

11番

失礼します。

それでは3番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の23ページから27ページを参考にしてください。

申請地は、24、25ページの位置図のとおり、肱東中学校の西側に道路を挟んで隣接する農地です。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第金融機関と父親からの融資にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、26ページの地番地目図のとおり西側に農地がありますが、同意が得られているとのことであり、特に問題ないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 (会長)

只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

| | |
|---------|--|
| 議 長（会長） | <p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第72号「農地転用事業計画変更申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局（次長） | <p>失礼いたします。</p> <p>議案第72号「農地転用事業計画変更申請について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書5ページ並びに別紙「議案説明資料」の28ページから31ページまでを併せてご覧ください。</p> <p>1番、徳森の土地、294.47㎡の案件は、本年第3回定例総会にてご審議いただき4月3日付で許可となっていた案件でございます。その後の施工時に業者が当初予定していた敷地境界を越えて造成したことから、増加した敷地の修正を行うため、計画変更の申請があったものでございます。</p> <p>農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。</p> <p>以上、1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。</p> |
| 議 長（会長） | <p>只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。</p> |
| 6 番 | <p>それでは1番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の28ページから31ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、29、30ページの位置図のとおり、徳森保育所の北約50mに位置する農地です。</p> <p>本件は事務局報告のとおり、本年3月の定例総会にて審議され、4月に転用が許可されていた案件です。</p> <p>変更内容は、施工業者が当初予定していた敷地境界を越えて造成したため、当初計画の転用面積を変更しようとするものです。</p> <p>立地基準・一般基準ともに議案説明資料に記載のとおり、問題ないものと思われま。</p> <p>よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、すでに擁壁が施工されていることから始末書を提出し、反省もしているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長（会長） | <p>只今、地元委員さんからの報告がありました。何かご質疑はございませんか。</p> |
| 委 員 | (質疑なし) |
| 議 長（会長） | <p>特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり変更承認相当として送付することにご異議ありませんか。</p> |
| 委 員 | (異議なし) |

| | |
|---------|--|
| 議 長（会長） | <p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり変更承認相当として送付することに決定いたしました。</p> <p>次に議案第73号『非農地証明について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局（次長） | <p>失礼いたします。</p> <p>議案第73号「非農地証明について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書6ページ、ならびに別紙「議案説明資料」の32ページから35ページまでを併せてご覧ください。</p> <p>1番、菅田町菅田の土地、561㎡の案件は、農地法施行（昭和27年10月21日）前から非農地。ということで申請があったものでございます。</p> <p>申し出によりますと、申請地は農地法施行時には住宅や倉庫が建築されており、以降農地として利用されたことはない、とのことでございます。</p> <p>以上1件、561㎡でございます。ご審議のほど、お願いいたします。</p> |
| 議 長（会長） | <p>只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。</p> |
| 11番 | <p>それでは、1番案件の調査結果を報告いたします。</p> <p>議案説明資料の32ページから35ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、33、34ページの位置図のように菅田連絡所の西約50mに位置する農地です。</p> <p>申請によりますと、「申請地は、農地法施行時には住宅や倉庫が建築されており、以降農地として利用されたことはない。」との申し出です。</p> <p>申請人の申立、近隣者の証言、米軍による昭和23年撮影の航空写真等を総合的に検証・判断すると、本件土地は法施行前から宅地として利用され、現在に至っているものと認められました。</p> <p>よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長（会長） | <p>只今、地元委員さんからの報告がありました。何かご質疑はございませんか。</p> |
| 委 員 | <p>（質疑なし）</p> |
| 議 長（会長） | <p>特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに、ご異議ありませんか。</p> |
| 委 員 | <p>（異議なし）</p> |
| 議 長（会長） | <p>ご異議ないものと認め、この証明願の土地は非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。</p> <p>次に議案第74号『下限面積（別段の面積）の変更について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> |

事務局
(専門員兼農政係)

失礼いたします。
議案第74号「下限面積（別段の面積）の変更について」をご説明します。
議案書7ページをご覧ください。
当議案では、『下限面積（別段の面積）の設定について』の中にある『空き家に附属した農地に限定した設定について』は、農業委員会が指定した農地に限るとあるため、今回、指定追加としてご協議願うものです。
議案説明資料に位置図を載せておりますので、ご参照ください。
1番 森山字武陵の土地、畑11筆・計2,502㎡です。
大川公民館の西約1kmの山あい位置する場所になります。摘要にも記載しておりますが、申請人の叔父が居住していた住居でしたが、平成22年に死亡してからは物件を利用することがなくなり、『大洲市空き家バンク』に登録しておりました。
農地につきましては住宅の周囲にあります。これも利用していなかったため遊休化しておりました。
なお、今回の総会でご承認いただけましたら、次月以降の総会で『農地法第3条の規定による許可申請』が提出される予定になっております。
以上1件、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

只今事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、今説明しましたように地番指定することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、今回申し出があった農地について地番指定することに決定いたしました。
次に、議案第75号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局
(専門員兼農政係)

失礼いたします。
議案第75号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。
議案書の8ページをご覧ください。
1番 新たに農地を借り受けて、野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。
2番 新たに農地を借り受けて、野菜苗を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。
3番 新たに農地を借り受けて、野菜を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。
4番 新たに農地を借り受けて、野菜を栽培するため、使用貸借権を10年間設定しようとするものです。
9ページです。
5番 引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

6番 新たに農地を借り受けて、野菜を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。

7番 引き続き、葉たばこを栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

以上、利用権設定・件筆数、7件・10筆、利用権設定総面積、23,677㎡です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

只今事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

以上で、本日の定例総会に提案いたしました議案の全ての審議が終了しましたので、議事を閉じることにいたします。

